

## 見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 4 年 12 月 5 日

全国健康保険協会富山支部

支部長 松井 泰治

### 1 調達内容

#### (1) 調達件名

定期健康診断結果データ提供勸奨業務に係る印刷物の作成及び封入封緘業務委託

#### (2) 数量及び業務内容

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ①印刷物作成（6種類）      | 各 500 部（上限） |
| ②封入封緘作業（封入物 5種類） | 500 部（上限）   |
| ③宛名シール貼り         | 500 部（上限）   |

#### (3) 納品期限

令和 5 年 1 月 25 日 午前 10 時

#### (4) 納品場所

全国健康保険協会富山支部が指定する場所

#### (5) 見積競争方法

見積金額は項目（①6種類, ②, ③）ごとの単価に予定者数を乗じて算出した合計金額とする。

提出期限内に最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。見積金額には調達物の本体価格のほか、業務遂行に必要な一切の諸経費を含めること。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

### 2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (5) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のうちいずれかの認証を取得していること。（見積書提出時に取得していることを証する書類を提出すること。）

- (6) 上記 (5) を取得していない場合は、個人情報保護に関する社内取扱い（体制・マニュアル等）を示す書類を当支部へ提出し、事前に当支部の了承を得ること。  
（提出された書類により個人情報保護に関する取扱いが今回の調達内容にそぐわないと当支部で判断した場合は見積競争参加を不可とする。）

### 3 仕様書の交付、見積書の提出場所等

#### (1) 仕様書の交付、見積書の提出場所

〒930-8561 富山県富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 6 階  
全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ （担当）白石  
電話 076-431-6156 FAX 076-431-5274

※仕様書等の交付は郵送とする。必要な者は電話の上、FAX にて交付依頼すること。

#### (2) お問い合わせ先

（契約に関すること） 上記 3 (1) と同じ  
（仕様書に関すること） 全国健康保険協会富山支部 保健グループ 担当 毛塚  
電話 076-431-5273 FAX 076-431-5274

#### (3) 見積書提出期限

令和 4 年 12 月 19 日 14 時 00 分【必着】（原則郵送にて提出すること）

### 4 その他

- (1) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印の上、全国健康保険協会富山支部宛に提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金 全額免除
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 契約の相手方の決定方法  
本公告に示した調達案件を履行できると全国健康保険協会富山支部長が判断した者であり、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 見積結果については落札業者にのみ連絡する。

## 【参考】

### 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7） 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。